

議案第 16 号

つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 15 日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年つくば市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 任命権者は、1 日の勤務時間が 6 時間を超え 7 時間 45 分以下の場合において、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、同項の休憩時間を 45 分以上 1 時間未満とすることができる。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の休憩時間について、その職務や公署の特殊性に応じて 1 時間よりも短くす

る必要があり、休憩時間についての規定を改正する必要があるため、この条例案を提出するものである。

つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年つくば市条例第3号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第5条（略） （休憩時間）</p> <p>第6条（略）</p> <p><u>2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合において、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。</u></p> <p>3 前2項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合には、規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。</p> <p>第7条（以下略）</p>	<p>第1条—第5条（略） （休憩時間）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合には、規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。</p> <p>第7条（以下略）</p>